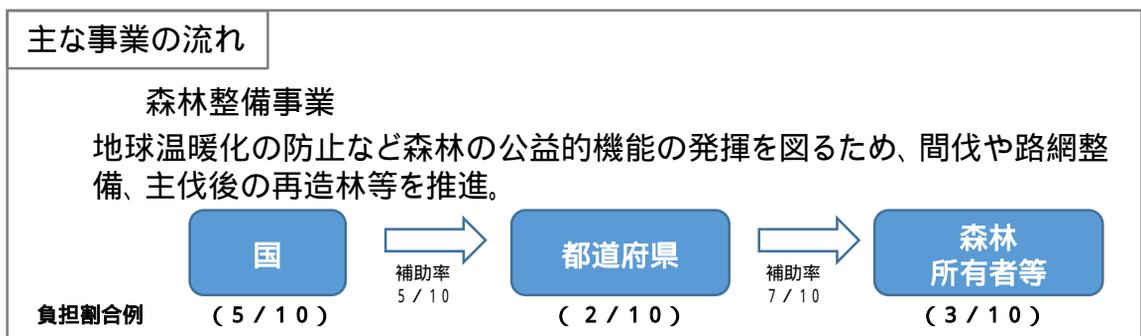


森林吸収源対策等にかかる予算等について

我が国が国際約束している温室効果ガス削減目標の達成など、森林の公益的機能を十全に発揮させるためには、国・地方を通じて適切な森林整備を推進することが不可欠。

【国庫補助事業等(林野庁予算(H29年度当初))】

- ・ 公共事業(森林整備事業 等) 1,900億円
- ・ 非公共事業(担い手の育成、施業集約化の加速化 等) 1,055億円



【地方財政措置】 地方財政計画計上額 500億円

- ・ 上記に加え、市町村が主体となった森林整備が円滑に実施されるよう、地域の主体的な取り組みに対して地方財政措置を講じている。

林地台帳の整備率と森林吸収源対策の関係について

森林吸収量の目標の達成など森林の公益的機能の十全な発揮を図るためには、適切な森林整備の推進が必要。

しかしながら、森林整備を進めようとしても、林業の採算性の低下や所有者の不在村化等により、所有者・境界が不明な森林が増加し、森林整備に着手できないといった問題が生じているところ。

このため、所有者や境界を明確化する活動を支援するとともに、新たに所有者や境界の情報を整理した林地台帳を整備(平成30年度末までに整備率100%)し、効果的・効率的な森林整備を進めていくこととしたところ。

このように、林地台帳の整備は、森林吸収源対策の推進に当たっての重要な手段と位置づけられるものと考えている。